

(安否確認事業)

配食サービス事業について

●目的

安否確認、食生活改善、健康増進のために配食サービス事業を実施しています。



●対象者

市内に在住し、概ね65歳以上で身体が虚弱により食事の調理ができない等、日常生活を営むのに支障のあるひとり暮らし高齢者

●利用料

利用料は、別紙「お弁当単価表」の金額をご負担いただきます。
※配達料・安否確認費用の200円は公費負担となります。

●実施内容

10枚つづりの食事券を購入していただきます。

1日1食で週6回まで利用できます。

手渡して、安否確認をします。

配達は、月曜日から土曜日

(祝日及び年末年始は除く)



●配達時間

宅配事業者と利用者間で相談の上、決定していただきます。

●申込み

申請書および調査書（ケアマネジャ等が記入）豊明市社会福祉協議会へご提出ください。

●一時中止の連絡

- ・一時的に中止の場合は、前日の午後5時までに宅配事業者にご連絡ください。
- ・連絡がない場合、自己負担金額は徴収します。

●変更・終了

- ・施設入所等、対象にならなくなった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・変更の場合は、概ね1週間前までには豊明市社会福祉協議会へご連絡ください。



豊明市社会福祉協議会
豊明市新田町吉池18番地3
電話0562-93-5051